

## 令和3(2021)年度とちまる安心認証制度事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、とちまる安心認証制度事業業務を委託する事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名  
令和3(2021)年度とちまる安心認証制度事業
- (2) 業務内容  
別添「令和3(2021)年度とちまる安心認証制度事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約金額の上限  
70,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (4) 予定契約期間  
契約締結の日から令和4(2022)年3月31日(木)まで
- (5) 担当部局及び書類提出先等  
書類の提出先、質疑先及び受付期間は次のとおりとする。  
所属：栃木県保健福祉部感染症対策課新型コロナ対策推進担当(担当：加藤)  
住所：〒321-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
電話：028-623-3125/FAX：028-623-3759  
E-Mail：shakai-honbu001@pref.tochigi.lg.jp  
受付時間：土日・祝祭日を除く9時から17時まで(正午から13時までを除く)。  
ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をとること。

### 2 参加資格要件

次に満たす要件を全て満たす者であること。

- (1) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から本要領3に記載する企画提案選定委員会開催日までに於いて、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく厚生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30条)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当するものでないこと。
- (6) 実施要領3に記載する企画提案選定委員会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 栃木県内に本店または支店の事業所を有し、過去2年間に本県の新型コロナウイルス感染症関連事業の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

### 3 プロポーザルの日程及び手続き

#### (1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和3（2021）年4月26日（月）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和3（2021）年4月27日（火）
ウ 質問に対する回答	令和3（2021）年4月30日（金）正午まで
エ プロポーザル参加申込受付期限	令和3（2021）年5月6日（木）正午まで
オ 企画提案書等の受付期限	令和3（2021）年5月6日（木）17:00まで
カ 選定委員会	令和3（2021）年5月7日（金）
キ 審査結果の通知・公表	令和3（2021）年5月7日（金）

#### (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項等がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を感染症対策課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word、又はPDF）を添付して提出すること。

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより質問者に回答するとともに、栃木県ホームページに掲載する。

#### (4) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は参加申込書等（別記様式2-1、様式2-2）を郵送、持参又は電子メールに添付して提出すること。なお、郵送又は電子メールでの提出の場合は、到着しているか確認のための電話連絡を行うこと。

また、参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、5月6日（木）正午までに、辞退届（様式自由）を提出すること。

#### (5) 企画提案書の提出

企画提案書は、別添「令和3（2021）年度とちまる安心認証制度事業業務委託仕様書」を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙（A3版用紙の折り込み可）とし、カラー印刷とすること。（ページ数の制限なし）

イ 様式等は応募者の自由とするが、次の内容を含めて作成すること。また、企画提案書の副本は無記名（会社名）とし、社名が類推できないよう作成すること。

(ア) 企画内容

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 本県における新型コロナウイルス感染症関連事業の業務実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。）

(カ) その他、貴社が提案したい事項

ウ 提出部数：8部（正本1部、副本7部）

エ 見積書：1部（栃木県知事宛て）

オ 提出期限：令和3（2021）年5月6日（木）17時まで

カ 提出方法：持参又は郵送により提出することとする。

郵送の場合は、オの提出期限必着とする。

キ 留意事項

(ア) 企画提案書は、1者1提案のみとする。

(イ) 企画提案の内容は、見積の範囲内で実現可能なものに限る。

(ウ) 企画提案書提出期間後は提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）

(エ) 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(オ)企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

#### 4 契約候補者の選定

##### (1) 選定方法

提出された企画提案書の内容を、県が設置する選定委員会において、審査基準に基づき、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。

また、参加者が 1 者であった場合は、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとする。

##### (2) 審査基準

別表「審査項目及び評価内容」のとおり

##### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後全ての参加者宛て通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けないこととする。

#### 5 契約に関する事項

(1) 選定委員会において、選定された契約候補者と栃木県は契約締結の協議を行い、協議が整った後、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合もある。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(4) 契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

(5) 業務委託料の支払いについては、精算払いとする。

#### 6 業務の適正な実施に関する事項

##### (1) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成 13 年栃木県規則第 66 号）に基づき、その取扱いを十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

##### (2) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

#### 7 失格事由

参加者は、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合  
(ヒアリングの内容に虚偽があった場合を含む。)
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、担当者があらかじめ指示した事項に反した場合

## 8 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (3) 参加者の企画提案書に係る著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書に係る著作権は、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。
- (4) 企画提案書等に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 業務の成果は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (8) 提出された書類は返還しない。企画提案書の提出後に参加資格要件に合致しないと判明した場合も同様とする。
- (9) 提出書類及び選考の経過は非公開とする。